能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 発注番号 | 第2－137号 |
| 2 | 公募日 | 令和8年11月9日 |
| 3 | 契約担当者 | 能代市長　鍋　谷　暁 |
| 4 | 件名 | 浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託 |
| 5 | 業務場所 | 能代市字大瀬儘下地内ほか |
| 6 | 履行期限 | 令和9年1月29日 |
| 7 | 当該業務の主管課 | 都市整備部　道路河川課<br>電　話　番　号　　0185-89-2192<br>ファクシミリ番号　　0185-89-1778 |
| 8 | 物品又は委託の種別 | 委託（総額入札） |
| 9 | 主な仕様（概要） | 排水施設清掃 L=236m、雨水桝・集水桝清掃 N＝8箇所<br>※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています |
| 10 | 入札参加資格要件 | 入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること<br>（1）　令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること<br>（2）　能代市内に契約の締結できる営業所を有していること<br>（3）　本市の指名停止措置を受けていないこと<br>（4）　令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること<br>（5）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条による産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥）を受けていること<br>（6）　本業務に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証を有している者（直接的かつ恒常的な雇用関係にあること）を主任技術者として配置できること |
| 11 | 入札に関する注意事項 | 入札金額は総額（消費税等を除く）とする |
| 12 | 入札予定日 | 令和8年11月20日　（金）午後1時30分<br>入札までのスケジュールは別紙のとおり |
| 13 | 入札の場所 | 能代市役所第1庁舎1階　契約検査課入札室 |
| 14 | その他 | （1）　応募型指名競争入札基本事項のとおり<br>（2）　ア　10（5）の許可を受けていることを証する書類（写し可）を添付すること<br>イ　10（6）の修了者であることを証する書類及び雇用関係を確認できる書類（修了証、在籍証明書等） |

入札スケジュール　　件 名 ： 浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託

| | 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続きの方法等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 設計図書等の閲覧・貸出 | 令和8年11月9日　（月）　正午から<br>令和8年11月11日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項2のとおり |
| 2 | 設計図書等に対する質問の受付 | 令和8年11月9日　（月）　正午から<br>令和8年11月11日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項2のとおり<br>提出先：業務主管課 |
| 3 | 申込書類の受付 | 令和8年11月9日　（月）　正午から<br>令和8年11月13日　（金）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項3のとおり |
| 4 | 設計図書等に対する質問への回答 | 令和8年11月13日　（金）　午前9時までに回答書を作成し、供覧 | 基本事項2のとおり |
| 5 | 指名通知・非指名通知 | 令和8年11月17日　（火） | 基本事項4のとおり |
| 6 | 入札予定 | 令和8年11月20日　（金）　午後1時30分<br>会 場 ： 能代市役所第1庁舎1階　契約検査課入札室 | 基本事項5のとおり |

様式第1号（第6条関係）

物品及び委託等用

# 物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

能代市長　　鍋 谷　暁　　様

住　　所
申込者　商号又は名称
代表者氏名
（名簿登載番号　　）

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第１６７条の４（ただし、第２項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 発注番号 | 第2－137号 | | | |
| 物品（業務）名 | 浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託 | | | |
| 本入札に関する連絡先 | 担当者名 | | | |
| | 電話番号 | | ＦＡＸ番号 | |

# 入　札　書（第　　回）

令和　　年　　月　　日

能代市長　　鍋　谷　　暁　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

| | |
|---|---|
| 委　　託　　名 | 浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託 |
| 入　札　金　額 | ￥ |
| 入　札　保　証　金 | 能代市財務規則第１１２条第１項第３号により免除 |
| 備　　考 | |

# 応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

1　入札に参加する者に必要な要件

（1）本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。

（2）入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。

※落札決定の日は、入札日をいう。

（3）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2　仕様書等に関すること。

（1）仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア　閲覧又は貸出場所　　能代市総務部契約検査課

イ　閲覧又は貸出時間　　４時間以内

ウ　その他　　設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。

（2）仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア　質問方法　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。

イ　提 出 先　物品・委託等の業務主管課

（3）質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

3　入札参加申込等に関すること。

（1）入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。

（2）申込書類の入手方法

ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課

電話番号　０１８５－８９－２２２２

※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　交付費用　　無料

（3）申込書類の作成

申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。

（4）申込書類の提出及び受付

ア　提出方法　持参又は書留郵便によること。

イ　提 出 先　能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課

（5）入札参加の辞退

入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあっては入札辞退届を、入札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4　指名通知等

（1）指名通知

申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。

（2）非指名通知

申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※　上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5　入札、落札決定に関する注意事項

（１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載すること。

（３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）

（４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。

（５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6　契約の締結に関すること

（１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。

（２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7　その他必要な事項

（１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（２）提出された申込書類は返却しない。

（３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。

※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。

（４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。

（５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

（６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課
電話番号　　０１８５－８９－２２２２
ファクシミリ番号　０１８５－５４－６４６０

令和　8　年度　　公　共　事　業

# 委　　託　　設　　計　　書

能代市

| 市　　長 | 副 市 長 | 収 入 役 | 部　　長 | 課　　長 | 課長補佐 | 係　　長 | 精 算 者 | 設 計 者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 着　工<br>完　成　期　日 | 自　令和　　年　　月　　日<br>至　令和　9 年　1 月　29 日 | 摘<br>要 | 工期　日間 |
| 工　事　番　号 | 第　　号 | | |
| 委　　託<br>路　線　名　等 | | | |
| 施　工　位　置 | 能代市字大瀬儘下地内ほか | | |
| 委　　託　　名 | 浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託 | | |
| 委　　託　　費 | 金　　円也 | | |
| 委　託　概　要 | 排水施設清掃　L=236m<br>雨水桝・集水桝清掃　　N=8箇所 | | |

浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託

# 業　務　委　託　料　内　訳　書

| 費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本委託費 | 1 | 式 | | | | |
| 下瀬長崎線 | 1 | 式 | | | A　1 号 | |
| 河戸川砂崎２号線 | 1 | 式 | | | A　2 号 | |
| 赤沼長崎線 | 1 | 式 | | | A　3 号 | |
| 交通誘導警備員B | | 人 | | | | |
| 直接業務費計 | | | | | | |
| 共通仮設費計 | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費(率化) | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費率分 | 1 | 式 | | | | |
| 純業務費 | 1 | 式 | | | | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | | | | |
| 業務原価 | 1 | 式 | | | | |

能代市

# 業　務　委　託　料　内　訳　書

| 費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | | | |
| 業務価格 | 1 | 式 | | | | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　1 号 A代価表 】

下瀬長崎線　　1　　式 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 側溝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>0.125m2未満 堆積率50%未満 | 61 | m | | | 施　1 号 | |
| 側溝蓋撤去･設置作業<br>蓋質量40kg以上80kg以下 | 30 | 枚 | | | 施　2 号 | |
| 雨水桝・集水桝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>泥土堆積厚25cm未満 | 7 | 個 | | | 施　3 号 | |
| 管渠清掃工(機械清掃)清掃作業<br>φ200mm以上400mm未満 堆積率50%未満 | 64 | m | | | 施　4 号 | |
| 汚泥吸排車運搬<br>運搬距離4.5km | 3.37 | m3 | | | B　1 号 | |
| 建設副産物処理料(中間処理):処分費<br>汚泥 有機 | 3.72 | t | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　2 号 A代価表 】

河戸川砂崎２号線　　1　式 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 側溝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>0.125m2以上0.5m2未満 堆積率50%以上 | 5 | m | | | 施　5 号 | |
| 側溝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>0.125m2以上0.5m2未満 堆積率50%未満 | 75 | m | | | 施　6 号 | |
| 汚泥吸排車運搬<br>運搬距離4.2km | 7.01 | m3 | | | B　2 号 | |
| 建設副産物処理料(中間処理):処分費<br>汚泥 有機 | 7.72 | t | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　3 号 A代価表 】

赤沼長崎線　　1　　式 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 側溝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>0.125m2未満 堆積率50%未満 | 31 | m | | | 施　1 号 | |
| 集水桝清掃工(機械清掃)清掃作業<br>泥土堆積厚25cm未満 | 1 | 個 | | | 施　7 号 | |
| 側溝蓋撤去･設置作業<br>蓋質量40kg以上80kg以下 | 20 | 枚 | | | 施　2 号 | |
| 汚泥吸排車運搬<br>運搬距離3.8m | 1.53 | m3 | | | B　3 号 | |
| 建設副産物処理料(中間処理):処分費<br>汚泥 有機 | 1.69 | t | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　1 号 B代価表 】

汚泥吸排車運搬 運搬距離4.5km　　1　　m3 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚泥吸排車運搬 | | 時間 | | | C　1 号 | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　2 号 B代価表 】

汚泥吸排車運搬 運搬距離4.2km　　1　　m3 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚泥吸排車運搬 | | 時間 | | | C　2 号 | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　3 号 B代価表 】

汚泥吸排車運搬 運搬距離3.8m　　1　　m3 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚泥吸排車運搬 | | 時間 | | | C　3 号 | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　1 号 C代価表 】

汚泥吸排車運搬　　1　　時間 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>ｽﾀﾝﾄﾞ | | 1 | | | | |
| 特殊運転手 | | 人 | | | | |
| 汚泥吸排車[ﾄﾗｯｸ架装型]<br>積載質量3.1～3.5t 吸入管径φ75mm | | 時間 | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　2 号 C代価表 】

汚泥吸排車運搬　　1　　時間 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>ｽﾀﾝﾄﾞ | | 1 | | | | |
| 特殊運転手 | | 人 | | | | |
| 汚泥吸排車[ﾄﾗｯｸ架装型]<br>積載質量3.1～3.5t 吸入管径φ75mm | | 時間 | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　3 号 C代価表 】

汚泥吸排車運搬　　1　　時間 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>ｽﾀﾝﾄﾞ | | 1 | | | | |
| 特殊運転手 | | 人 | | | | |
| 汚泥吸排車[ﾄﾗｯｸ架装型]<br>積載質量3.1～3.5t 吸入管径φ75mm | | 時間 | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　1 号 施工単価表 】

側溝清掃工(機械清掃)清掃作業 0.125m2未満 堆積率50%未満　　100　m 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　2 号 施工単価表 】

側溝蓋撤去･設置作業 蓋質量40kg以上80kg以下　　100　　枚 当り

| 名　　称　・　規　　格 | 数　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 明細単価番号 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 諸　雑　費　（丸め） | 1 | 式 | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　3 号 施工単価表 】

雨水桝・集水桝清掃工(機械清掃)清掃作業 泥土堆積厚25cm未満　　100　個 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　4 号 施工単価表 】

管渠清掃工(機械清掃)清掃作業 φ200mm以上400mm未満 堆積率50%未満　　100　m 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　5 号 施工単価表 】

側溝清掃工(機械清掃)清掃作業 0.125m2以上0.5m2未満 堆積率50%以上　　100　m 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　6 号 施工単価表 】

側溝清掃工(機械清掃)清掃作業 0.125m2以上0.5m2未満 堆積率50%未満　　100　m 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

【 第　7 号 施工単価表 】

集水桝清掃工(機械清掃)清掃作業 泥土堆積厚25cm未満　　100　個 当り

| 名　称・規　格 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 明細単価番号 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世話役 | | 人 | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| 排水管清掃車運転<br>ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 12MPa | | 時間 | | | | |
| 側溝清掃車運転<br>ﾌﾞﾛﾜ式 ﾎｯﾊﾟ容量4.5～5.0m3 | | 時間 | | | | |
| 散水車運転<br>ﾀﾝｸ容量1800 l | | 時間 | | | | |
| 諸　雑　費　（率＋丸め） | | % | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 単位当たり | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

能代市

# 特　記　仕　様　書

年　　度：令和８年度
委 託 名：浸水対策事業　下瀬長崎線外排水施設清掃業務委託
委託箇所：能代市字大瀬儘下地内ほか

能代市　都市整備部　道路河川課

# 第１章　総　　則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、能代市都市整備部道路河川課が管理する排水施設内の清掃工に適用するものとする。

２　図面及び設計書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。

３　本仕様書、図面及び設計書（以下、設計図書）に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

（用語の定義）

第２条　本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（１）　指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画書等を示し、実施させることをいう。

（２）　承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。

（３）　協議とは、発注者と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

（法令等の遵守）

第３条　受注者は、清掃作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次の各号掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

（１）　労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規

（２）　労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規

（３）　消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規

（４）　緊急失業対策法(昭和 24 年法律第 89 号)及び同法関連法規

（５）　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規

（６）　建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規

（７）　港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規

（８）　毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)及び同法関連法規

（９）　道路法(昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規

（１０）　下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規

（１１）　中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規

（１２）　道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規

（１３）　河川法(昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規

（１４）　電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規

（１５）　公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規

（１６）　騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規

（１７）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規

（１８）　水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規

（１９）　酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規
（２０）　労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規
（２１）　振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規

２　使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行わなければならない。

（提出書類）

第４条　受注者は、別表に示す書類について、提出期限内に発注者に提出するものとし、提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出するものとする。

（官公署への手続き）

第５条　受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

（現場体制）

第６条　受注者は、契約締結後、すみやかに清掃の技術及び経験を有し、酸素欠乏・硫化水素作業主任者技能講習修了証を有している主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

２　受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。

３　受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのため十分な数の作業員を配置しなければならない。

（下請負人の届出）

第７条　受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、発注者がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負人の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届出るものとする。また、作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様とする。

２　作業の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な設置を講じなければならない。

（地先住民等との協調）

第８条　受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得なければならない。

２　受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。

３　使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うものとする。

（損害賠償及び補償）

第９条　受注者は、排水管施設に損害を与えた時は、ただちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧しなければならない。

２　受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与

えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

（工程管理）

第１０条　受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

２　予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図らなければならない。

３　日程の都合上、土曜日及び休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、発注者の承諾を得なければならない。

（作業記録写真）

第１１条　受注者は、次の各号に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して提出するものとする。

（１）　管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影するものとする。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行わなければならない。

（２）　人力または機械の別による作業状態を、背景を入れて撮影するものとする。

（３）　写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影するものとする。

（４）　一枚の写真では、作業状態が明らかにならない場合は、貼り合わせるものとする。

（５）　写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とする。

## 第2章　安　全　管　理

（一般事項）

第１２条　受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

２　作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくものとする。

３　事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明記し、受注者の責任において実施するものとする。

（安全教育）

第１３条　受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図るものとする。

２　受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うものとする。

（労働災害防止）

第１４条　現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図るものとする。

２　マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備するものとする。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うものとする。

３　作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じなければならない。

４　資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置するものとする。

（公衆災害防止）

第１５条　作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずるものとする。

２　作業現場には、雨水管路内清掃工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めなければならない。

３　作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うものとする。

４　作業に伴う交処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うものとする。

５　前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に提出しなければならない。

（その他）

第１６条　受注者は、作業にあたって、排水管施設またはガス管等の付近では、裸火を使用してはならない。

２　万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

３　前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届け出なければならない。

## 第3章　清　　掃　　工

（一般事項）

第１７条　受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に発注者に報告した上で、作業に着手しなければならない。

２　作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、排水管施設に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。

３　作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、発注者の承諾を得るものとする。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとしなければならない。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去するものとする。

４　受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び発注者公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

５　受注者が発注者の指示に反して、作業を続行した場合及び発注者が事故防止危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

６　作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂で汚損させてはならない。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄･清掃しなければならない。

７　作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めるものとする。

（清掃工）

第１８条　作業時間、作業範囲等作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施しなければならない。

２　土砂等の流下防止作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除かなければならない。

３　土砂等の積込み、運搬作業にあたって、次の各号掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置しなければならない。

（２）　運搬車両は、事前に発注者に届け出を行うものとする。

（３）　運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出･飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両としなければならない。

（４）　積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講じなければならない。

（５）　土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講じなければならない。

（６）　土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにしなければならない。

（７）　本委託により発生する建設副産物は、積算する上で下記の施設に搬出を設定しているが、強制するものではない。

①汚泥　（有機）

1)受け入れ場所：能代市河戸川字西山下１－６

2)再資源化施設名：株式会社　能代清掃センター

3)搬出調書等：搬入完了後、マニフェスト（Ａ・Ｅ票）を提出すること。

４　機械による清掃作業にあたって、次の各号掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう、吐出圧に留意しなければならない。

（２）　高圧洗浄車に使用する洗浄水は、水道水を使用しなければならない。

## 第４章　そ　　の　　他

（交通整理員）

第１９条　作業期間中の交通管理として、現場作業中交通整理を４名配置する。なお、配置計画については、作業計画書に明示し、交通整理員勤務実績表を完成届提出時に提出するものとする。

（その他）

第２０条　作業箇所において、雨水管施設に破損、下等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

２　設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理するものとする。

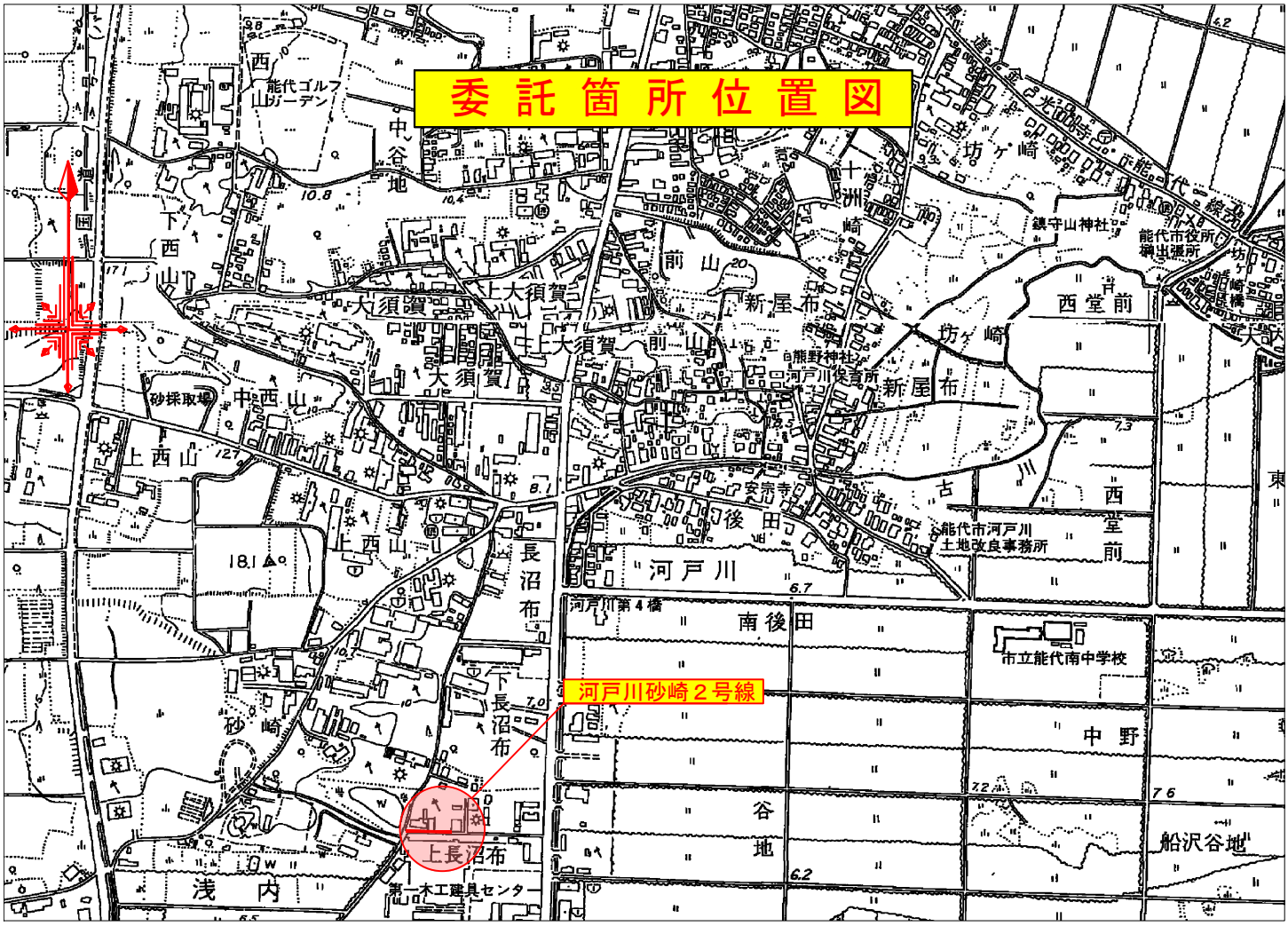
３　その他特に定めのない事項については、すみやかに発注者に報告し、指示を受けて処理するものとする。

４　委託期限は、令和９年１月２９日とする。

別表（第４条関係）

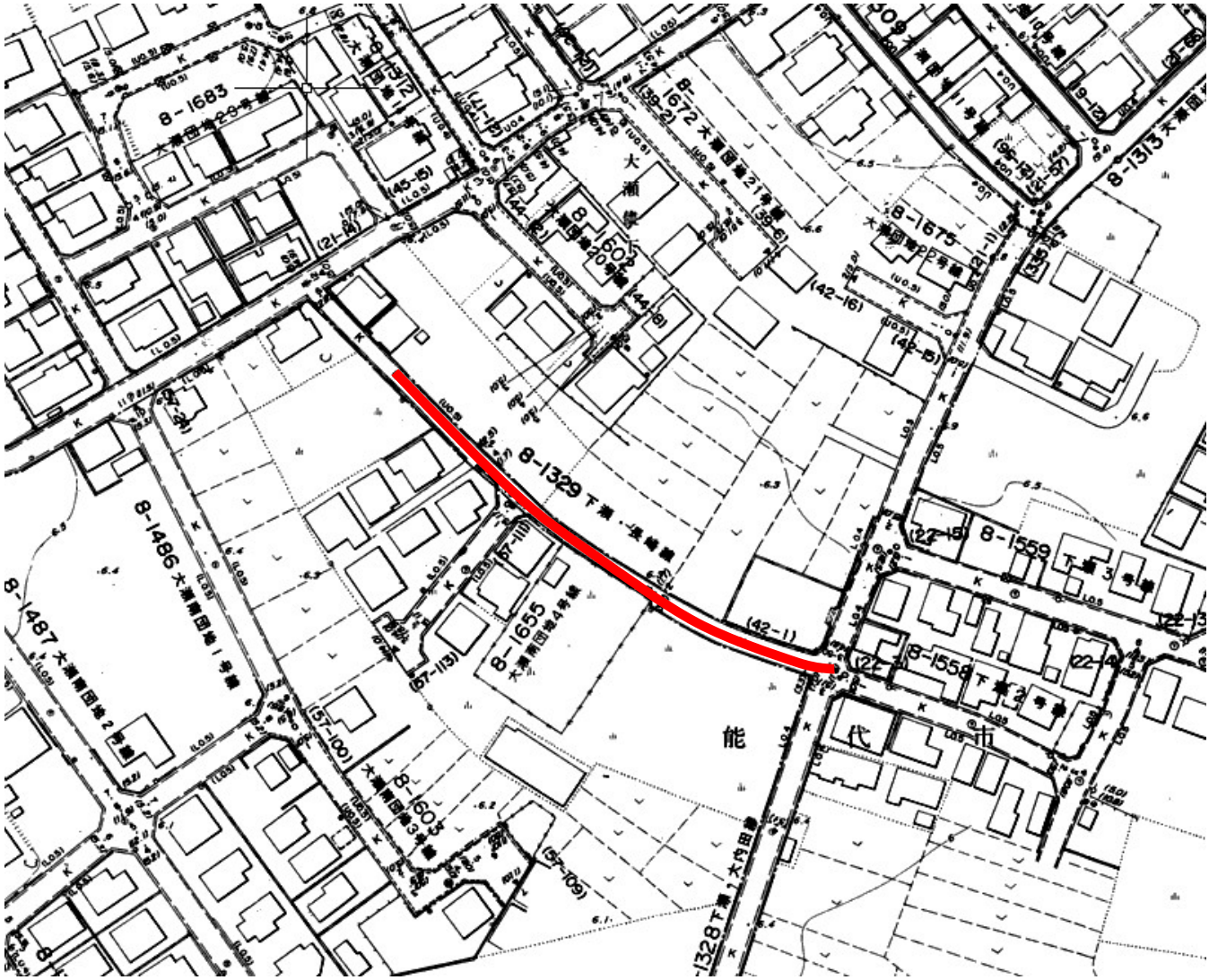
| 図　　書　　名 | 部　数 | 提出期限 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 委託業務着手届 | 1 部 | 契約後 10 日以内 | |
| 主任技術者の届出 | 1 部 | 契約後 10 日以内 | 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証の写し、雇用関係を確認できる書類<br>※（在籍証明書など） |
| 清掃作業計画書 | 1 部 | 契約後 10 日以内 | 工程表、職務分担表、緊急連絡表含む |
| 清掃土砂運搬車両使用届 | 1 部 | 契約後 10 日以内 | 使用車両車検証の写し、車両の写真添付 |
| 協議書 | 1 部 | 協議の都度 | |
| 完了届 | 1 部 | 業務完了時 | |
| 作業記録写真 | 1 部 | 業務完了時 | |

# 委託箇所位置図


河戸川砂崎２号線
上長沼布
河戸川
南後田
中野
谷地
船沢谷地
浅内
砂崎
下長沼布
上西山
中西山
大須賀
新屋布
坊ヶ崎
西堂前
古川西堂前
市立能代南中学校
能代市河戸川土地改良事務所
安宗寺
熊野神社
河戸川保育所
能代市役所
鎮守山神社

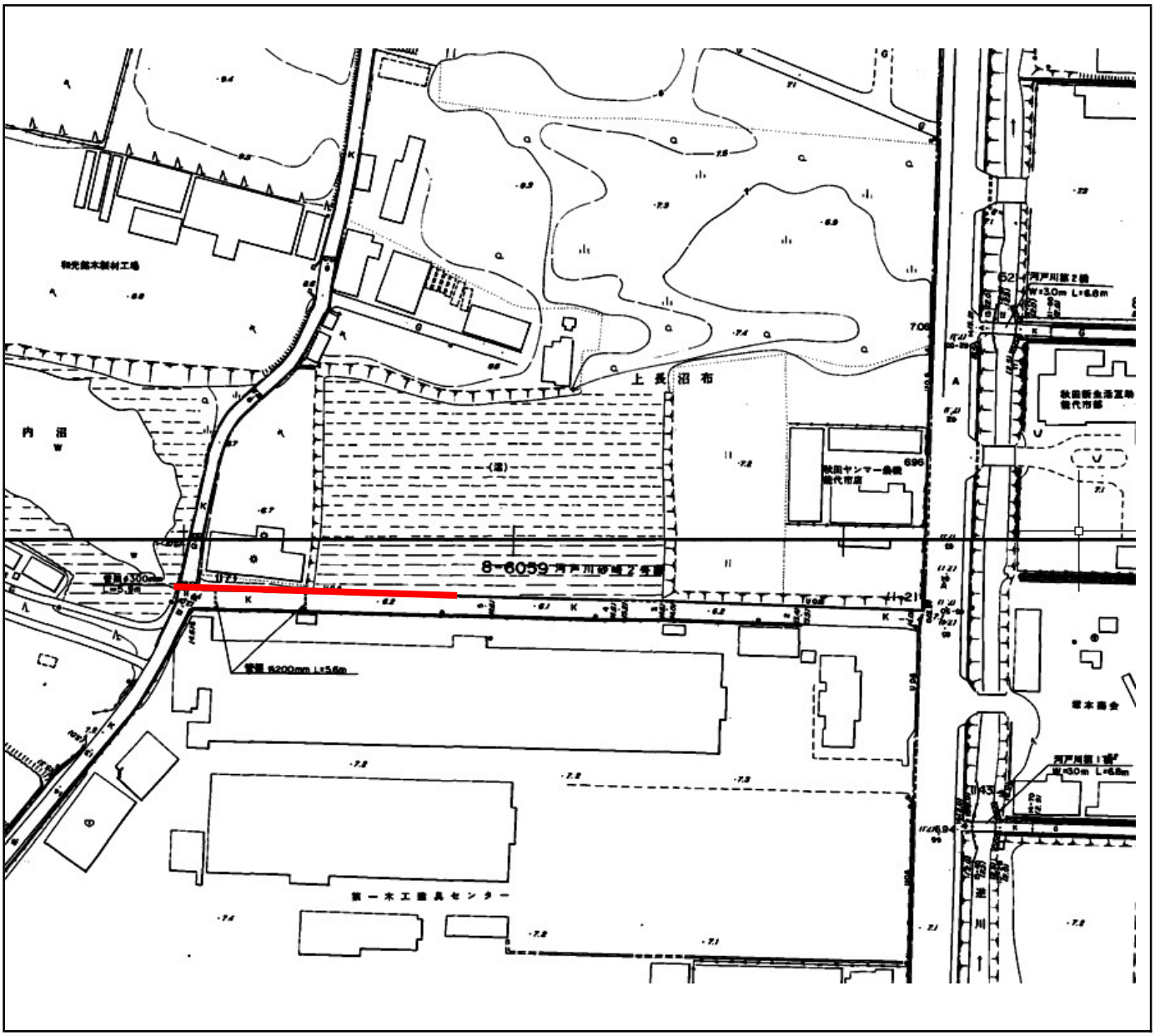

赤沼長崎線
下瀬長崎線
東大瀬
西大瀬
大瀬団地
長崎
長崎団地
松長布団地
下古川布
能代第二中学校
能代拘置支所
能代中央自動車学校
豊祥信号橋
市立第四小学校
第四保育所
島田病院
報恩院
能代モーターズスクール
公園
運動場

# 下瀬長崎線　詳細図



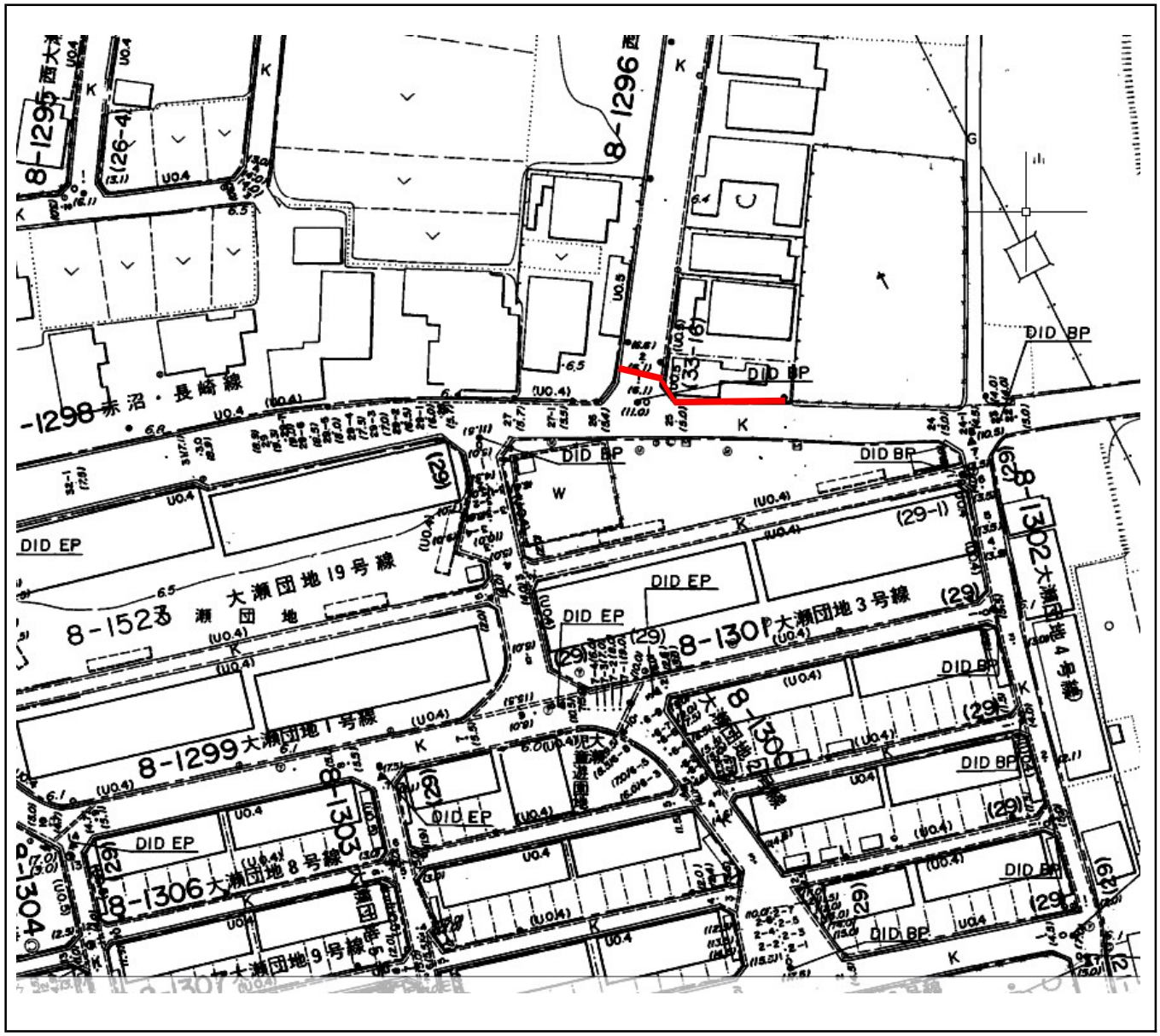

| | 側溝延長(m) | 側溝幅員(m) | 平均堆積深さ(m) | 断面積(m2) | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| U字側溝 | 32.0 | 0.30 | 0.10 | 0.03 | 0.96 | 1.06 |
| 暗渠側溝 | 29.0 | 0.30 | 0.10 | 0.03 | 0.87 | 0.96 |
| | 排水施設延長(m) | 口径(φ) | 堆積率(%) | 断面積(m2) | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
| 管渠 | 64.0 | 300 | 30.00 | 0.02 | 1.28 | 1.41 |
| 小計 | 125.0 | | | | 3.11 | 3.43 |
| | 個所数 | 桝内寸法(m) | 平均堆積深さ(m) | | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
| 集水桝 | 4.0 | 0.45×0.45<br>深さ0.7 | 0.20 | | 0.16 | 0.18 |
| 雨水桝 | 3.0 | 0.4×0.4<br>深さ0.6 | 0.20 | | 0.10 | 0.11 |
| 小計 | 7.0 | | | | 0.26 | 0.29 |
| 合計 | | | | | 3.37 | 3.72 |

# 河戸川砂崎２号線　詳細図




| | 側溝延長(m) | 側溝幅員(m) | 平均堆積深さ(m) | 断面積(m2) | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 暗渠側溝 | 5.0 | 0.45 | 0.40 | 0.18 | 0.90 | 0.99 |
| U字側溝 | 43.0 | 0.45 | 0.20 | 0.09 | 3.87 | 4.26 |
| 暗渠側溝 | 8.0 | 0.45 | 0.15 | 0.07 | 0.56 | 0.62 |
| U字側溝 | 4.0 | 0.45 | 0.15 | 0.07 | 0.28 | 0.31 |
| 暗渠側溝 | 20.0 | 0.45 | 0.15 | 0.07 | 1.40 | 1.54 |
| 合計 | 80.0 | | | | 7.01 | 7.72 |

# 赤沼長崎線　詳細図




| | 側溝延長(m) | 側溝幅員(m) | 平均堆積深さ(m) | 断面積(m2) | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| U字側溝 | 20.0 | 0.20 | 0.20 | 0.04 | 0.80 | 0.88 |
| 可変側溝 | 11.0 | 0.30 | 0.20 | 0.06 | 0.66 | 0.73 |
| 小計 | 31.0 | | | | 1.46 | 1.61 |
| | 個所数 | 桝内寸法(m) | 平均堆積深さ(m) | | 堆積量(m3) | 処分量(ｔ) |
| 集水桝 | 1.0 | 0.6×0.6<br>深さ0.6 | 0.20 | | 0.07 | 0.08 |
| 小計 | 1.0 | | | | 0.07 | 0.08 |
| 合計 | | | | | 1.53 | 1.69 |